

マンション管理 適正化法の目的

住環境の変化に伴い、いわゆるマンションの重要性が増大しています。マンションの適正な管理を推進するために、このたびマンション管理業者の登録制度や「マンション管理士」の資格を定め、マンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的にこの法律が制定されました。

政府はマンションの管理の適正化に関する指針「マンション管理適正化指針」を定め、マンション管理組合は、この指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう努めなければならないこととされました。

また、国や地方公共団体は、管理組合等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供に努めなければならないこととされました。

ポイント1

マンション管理士の創設

国家資格試験による「マンション管理士」の制度があらたに発足します。

試験による有資格者には「マンション管理士登録証」が交付され、一方で講習受講や、秘密保持義務などが義務づけられます。「マンション管理士」は管理組合や区分所有者の相談に応じ、マンション管理組合の運営や管理について、助言や指導等の援助を行います。

マンション管理士



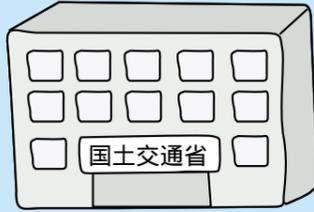
マンション管理士
登録証

新資格

助言指導

マンション
管理適正化指針
・管理組合の運営方法
・長期修繕計画や管理
規約の策定 等

国土交通省



資料・情報の提供

地方公共団体



運営
長期修繕計画等

管理業務

マンション
管理組合

管理事務の受託

新資格

ポイント2

管理業者は登録制に 管理業務主任者設置も義務づけ

マンション管理業者は、国土交通省の「マンション管理業者登録簿」への登録が義務づけられます。この登録を受けない業者は営業できないことになります。業者登録は5年間有効で、違反時には罰則が科せられます。

また事務所ごとに国家資格試験に合格し、一定の実務経験を有する「管理業務主任者」を置くことが義務づけられます。

マンション管理業者

(この法律は、公布の日(平成12年12月8日)から9ヶ月以内で政令で定める日から施行されます。)

管理業務主任者

主管
任業者
業
証

